

内灘町中小企業経営支援利子補給金制度

1. 利子補給金制度の目的

この制度は、別表の融資制度によって必要な資金の融資を受けた町商工会に加入する中小企業者に対し、利子補給金を交付することにより、経営を支援することを目的としています。

2. 利子補給金の対象者

対象となる資金の種類により異なる。

3. 利子補給金の補給期間

対象となる資金の種類により異なる。

4. 利子補給金の申請書類

- ①内灘町中小企業経営支援利子補給金申請書
- ②取扱金融機関証明書
- ③申請者の過去1年分の町税納税証明書
- ④その他町長が必要と認める書類

5. 申請の対象期間

平成19年7月1日から令和6年3月31日までの期間に借入したもの。ただし、石川県経営安定支援資金・経営安定支援融資（緊急経営安定支援分）については、平成20年11月12日から令和6年3月31日まで、石川県新型コロナウイルス感染症特別融資については、令和2年4月1日から令和3年5月31日まで、石川県新型コロナウイルス感染症経営改善支援特別融資については、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで、石川県物価高騰対策等総合支援特別融資については、令和5年1月10日から令和6年3月31日までの期間。

6. 利子補給金の返還

- ①「内灘町中小企業経営支援利子補給金交付要綱」に違反したとき。
- ②偽りその他不正な手段により、利子補給金を受けたとき。

別表

対象となる資金の種類	対象者	利子補給の額	対象期間	限度額
石川県経営安定支援資金・小口融資	次の全ての要件を満たしている内灘町内の中小企業者 ・町商工会に加入していること ・町内に一年以上住所及び事業所又は事務所を有していること。 ・町内において一年以上同一事業を営んでいること。 ・町税を完納していること。	借入金利率の1/2分(ただし上限1.0%とする。)	2年以内	2千万円
石川県経営安定支援資金・小口零細融資(零細分)	〃	〃	〃	〃
石川県経営安定支援資金・小口零細融資(創業者支援分)	次の全ての要件を満たしている内灘町内の中小企業者 ・町商工会に加入していること。 ・町内に住所を有し、町内に事業所又は事務所を設けること。 ・町税を完納していること。	〃	〃	〃
石川県経営安定支援資金・経営安定支援融資(緊急経営安定支援分)	次の全ての要件を満たしている内灘町内の中小企業者 ・町商工会に加入していること。 ・町内に一年以上住所及び事業所又は事務所を有していること。 ・町内において一年以上同一事業を営んでいること。 ・町税を完納していること。	〃	〃	〃
石川県経営安定支援資金・災害対策融資	〃	借入金利率の内、町長が別に定める	全ての償還が対象	1千500万円
石川県構造改革支援資金・事業転換支援融資	〃	借入金利率の1/2分(ただし上限1.0%とする。)	2年以内	2千万円
石川県構造改革支援資金・創業者支援融資	次の全ての要件を満たしている内灘町内の中小企業者 ・町商工会に加入していること。 ・町内に住所を有し、町内に事業所又は事務所を設けること。 ・町税を完納していること。	〃	〃	〃
石川県新型コロナウイルス感染症特別融資	次の全ての要件を満たしている内灘町内の中小企業者 ・町商工会に加入していること。 ・町内に住所及び事業所又は事務所を有していること。 ・町税を完納していること。	〃	〃	〃
石川県新型コロナウイルス感染症経営改善支援特別融資	〃	〃	〃	〃
石川県物価高騰対策等総合支援特別融資	〃	〃	〃	〃
日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)	次の全ての要件を満たしている内灘町内の中小企業者 ・町商工会に加入していること。 ・町内に一年以上住所及び事業所又は事務所を有していること。 ・町税を完納していること。 ・町内において一年以上同一事業を営んでいること。	〃	〃	〃